

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県公安委員会委員長 足立 統一 郎

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（課長、監察官室長、所長及び隊長）</p> <p>第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は<u>一般職員（警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。）</u>をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>（管理官等）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 管理官は警視若しくは警部の階級にある警察官又は<u>一般職員</u>を、調査官は警視又は警部の階級にある警察官を、参事は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>（監査室）</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>5 略</p>	<p>（課長、監察官室長、所長及び隊長）</p> <p>第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は<u>事務吏員若しくは技術吏員</u>をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>（管理官等）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 管理官は警視若しくは警部の階級にある警察官又は<u>事務吏員若しくは技術吏員</u>を、調査官は警視又は警部の階級にある警察官を、参事は<u>事務吏員又は技術吏員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>（監査室）</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>事務吏員</u>をもって充てる。</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。